

第 3 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成 16 年 3 月 27 日（土）

午後 2 時から午後 4 時

場 所：ユートリー 1 F 大ホール

司 会： はじめに、本日の資料を確認させていただきたいと思います。

資料につきましては、事前に委員の皆様にご送らせていただいておりますが、本日ご持参いただいているところですが、次第にも記載してありますとおり、資料につきましては、ナンバーが 1 から 8 までの 8 種類と、参考資料といたしまして、1 から 3 までの 3 種類となっております。

なお、本日、資料 3 の図面の部分につきましては、A 3 でテーブルの上に用意させていただいておりますが、これは、委員の皆様方のみ配布となっております。

ご確認をいただきまして、過不足、またはご持参いただけていない資料がもしございましたら、こちらの方にお知らせさせていただきたいと思います。

連絡でございます。後ほど、ただ今申し上げました A 3、本日お渡しした資料につきましては、正面のスクリーンでパワーポイントによりご説明を申し上げますが、その際、消灯となります。再度点灯いたしますが、水銀灯ということで明るくまで 10 分ほどお時間を要するというところでございますので、予めご了承をいただきたいと思います。

それでは、開会にあたりまして、青森県県境再生対策室の三浦室長よりご挨拶を申し上げます。

三浦室長： 三浦でございます。本日は、年度末の大変お忙しい中、気ぜわしい中、ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。心から感謝申し上げたいと思います。

前回の会議が、2 回目、1 月 10 日でありましたが、その後、1 月 21 日に環境省から実施計画の同意がございました。同意前から、表面遮水など、緊急的な工事については着手しておりましたが、同意を得てから、浸出水の処理施設の契約などにこぎつけた所でございます。

本日は、既にご案内しておりますとおり、幾つかの案件、報告事項もございますし、協議事項もございます。これらについて、2 時間ほどの時間で、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

なお、申し上げるまでもありませんが、この県境の不法投棄事案、県としても極めて重い事案として位置付けております。この原状回復対策推進協議会も、

当然ながら県主催の会議として、大変重い位置付けにあります。会議での議論、意見、そういったものについて、あるいは各種の情報公開につきましても、真摯な気持ちで県として対応してまいる所存でございますので、どうぞ今日一日、またよろしく願い申し上げます。

簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。今日はよろしく願い申し上げます。

司 会： 次に、今回初めてご出席の委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介を申し上げます。

弁護士の赤津委員でございます。

それでは、早速議事に移らせていただきますが、以後の進行につきましては、協議会設置要領によりまして、古市会長をお願いいたします。

どうぞ、会長席へお移りください。

古市会長： 始めさせていただいてよろしいですか。

司 会： お願いいたします。

古市会長： ただ今ご紹介にあずかりました、古市でございます。役目柄、2時間弱、この会の座長を務めさせていただきます。

今日で3回目になります。何時も、議題が沢山ありまして、大忙しでやっておりますが、今日も前回の宿題とか、今、三浦室長さんからご紹介がありましたように、1月21日に環境省より同意を得られまして、修復作業に取り掛かっているところでございますが、その進捗状況とか、今日は特にご審議いただきたいのは、平成16年度のモニタリング計画。このへんのところを中心にご審議、ご協議いただけたらと思います。

その他、今日は盛り沢山にご報告いただくところがございますが、要領良く進めて参りたいと思いますので、皆様にはよろしくご協力のほどお願いいたします。

では、座って進めさせていただきます。

今日の議題になっております、1番目の「第2回協議会における質問に対する回答について」この部分について、事務局よりご説明よろしく願いいたします。

九戸報道監： 報道監の九戸です。

本日の会議は、先ほど室長の挨拶にもございました。また、会長のお話の中

にもございましたように、平成 15 年度に実施いたしました、各種調査の結果を受けまして、平成 16 年の原状回復対策をより良いものにするために、十分なご討議をいただくというものでございます。先にいただきました、第 2 回で頂戴いたしましたご意見につきましては、事前に回答の調整をいたしまして、各委員には事前に配布をしたところでございます。対応策については、お目を通していただいたものと存じます。ここでは、詳しいご説明は省かせていただきたいと思っております。

ただ、どういうふうなご質問があったか、ということだけをまずご紹介いたしまして、議事の中でご紹介するものがございますので、そこを仕分けしながらお話をしたいと思っております。

前回、資料 1 にございます、ラグーンについてのご質問です。榎本委員、藤縄委員からご質問がありました、ラグーンにつきましては、議題(2)の中で、ラグーン周辺地質構造と地下水に関する調査結果、この中で図を交えまして詳しくご報告をさせていただきたいと思っております。

仮設浄化プラントの中の放流水をタンクローリーで運搬する場合のコストは如何かという、熊谷委員からのご質問です。これは、試算をしましたら、年間で約 51 億という試算になりました。ただし、下水処理施設に搬出した場合は、約 12 億。ただ、まだ受け入れ体制が整っていないために、こちらの方は時間が掛かるのではないかということで、浄化センターで処理するのは困難ではないかという回答をさせていただいております。

また、長谷川委員からのご質問に対しましては、やはり今の仮設浄化プラントの目標がSSの除去であるということから、SSに関連する有害物質の低減は期待出来るものというふうに回答させていただいております。

処理水についてデータが少ないという、長谷川委員のご意見に関しましては、右の方の欄にございます、処理しないままで放流した場合は、1.2mg/L。の処理水を放流した場合は、1.0mg/L ということで、幾らかでもこれは低減が図れるのではないかという予測をたてております。

(3)の宇藤委員から、住民も立ち会えるような形なりシステムなりを考えて欲しい。これは、これまでも事前に採水ですとか、色々な現場での工事の際には、住民の方々に立ち会っていただくよう、ご連絡を申し上げておりますが、今後もこの方法で情報公開を進めてまいりたいと思っております。

5 ページにございます、モニタリング調査につきましては、後ほど(4)の平成 16 年度調査計画の中で、古市会長からのご意見ですが、ご紹介をさせていただきます。

4 番目の風評被害防止対策、これは先般、風評被害の認定委員会が発足いたしました、これまでも県から情報は出ておりましたが、非常に分かりづらい

というか、数字の羅列でなかなか分かりづらいというご意見も頂戴しておりますので、今後、データの開示に当たりましては、関係機関の意見ですとか、町民の方のご意見、あるいは報道機関の皆様方のご意見を参考にしながら、適切な情報を迅速に提供して参りたいと思っております。

5番の牧草地のボーリングにつきましては、後ほど議事の中でご紹介をさせていただきます。

また、田子町在住の5名の委員から、連名でいただきましたお尋ねについてですが、資料2にまとめさせていただきました。中で一つ手違いがございまして、1ページ目、仮設浄化プラントの設計仕様書を見せていただきたい。これは、現地事務所の方には届いておりましたので、後ほどこれはお配りをさせていただきますたいと思います。

事前に町の協議会がございましたので、一部はご紹介いたしましたが、ラグーン等につきましてのご質問等につきましては、今日の議題の中で十分ご紹介をしていきたいと思っております。

大変はしょって、短くなりましたが、議事の時間を沢山とりたいという会長の意向を受けまして、ここからはご説明を十分にさせていただきますたいと思っております。

会長、お返しいたします。

古市会長： はい、ありがとうございました。

資料1につきましては、回答ということで、事前に委員の皆様にはお届けしであるとのことですので、十分ご検討いただけたと思っております。

資料2につきましては、設計仕様書につきましては、現地事務所から後ほど、お届けというのは、こちらに？どちらに？そうですか。ありがとうございます。

ということで、この資料2についても、報告という形で取り扱えたと思っております。と申しますのは、資料2の最後から2枚目。これの宛てが青森県県境再生対策室長殿となっております。この検討委員会に対するご質問ではございませんでした。事務局サイドでご対応いただくということです。

今回につきましては、「こういうこともありましたよ」というご報告として取り扱いさせていただきますたいと思っております。

以上、前回の質問事項につきましては、これで終りたいと思っております。

はい、何でしょうか。

要望と申しますと、何に対する要望でしょうか。

資料1に対する要望、手短にお願いします。

熊谷委員： 仮設プラントについての吸引方式は、どれ位のコストということで書いてあ

りまして、年間 51 億円ということで出ております。この積算基礎につきましては、後日資料を企業団の方へ送って欲しいということでございます。

と言いますのは、企業団でも水処理の専門職員が沢山おりますので、その処理方法について、色々な角度から検討して、次の会議で企業団としての代替案を提出させていただきたいと思っております。

いずれにしましても、色々経費が掛かるでしょうけども、企業団として放流しない方法、その他の水処理方法を要望していく予定でございます。

このことにつきましては、1月7日に県の担当者の方から企業団の方に来ていただいて、田子産廃についての説明をいただきました。結論から言いますと、放流することについては、企業団としては問題が多過ぎるのではないかということで、別の方法を選択する必要があるのではないかとの結論でございます。

いずれにしましても、我々の水道事業としては、やはり利用者があるのユーザーであって、水商売ではございますので、当然利用者の方向を向いて仕事をせざるを得ない。仮に、万一利用者から飲用の拒否反応が出た場合は、誰がどの様に対応するのか。重大な関心を持っているということだけご説明して、要望にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

古市会長： はい、どうもありがとうございました。

ということで、事務局に対する要望ということで、よろしくご検討お願いします。

そうしましたら、議題に従いまして。議題2「ラグーン周辺の地質構造と地下水に関する調査結果」ということで、これが資料3ですよね。これは暗くなって、どの位の時間が掛かりますか。20分から30分？

大日向副参事： 一応、説明を15分から20分以内に収めたいと思います。

古市会長： ではよろしく願いいたします。

大日向副参事： それでは、資料3ということで、ラグーン周辺の地質構造と、地下水に関する調査結果について説明させていただきます。

この調査目的は、ラグーンからの浸出水、流出経路の把握と、新水源地への浸出水の影響を把握する目的で行ったものでございます。

図3-1をご覧ください。

これは、不法投棄現場一帯の空中写真で、新旧の水源地及びラグーン、不法投棄現場の位置関係と、旧地滑り地形を表わしたものです。

このことから、ラグーンは、次のページの図3 - 2の立体地形図のように、高さ約 60mの急斜面の下に位置し、旧水源地は更に下流にあり、写真に示したように、旧地滑り地形の中に位置しております。

一方、新水源地は、旧地滑りの外側に位置しております。

図3 - 3をご覧ください。

地滑りの地形については、東北地方の地滑りに関する文献や、既往の地質図、更には、空中写真判読、現地踏査の結果をもとに、範囲を決定しているものでございます。

ラグーン及び不法投棄現場周辺は、大規模な地滑りや、その結果、副次的に発生した二次的な小規模な地滑りが推定されます。

しかし、長期間にわたりまして、その緑色の方に書いてありますが、皆さんのお手元にもありますが、1番としまして、十和田火山の火山灰層などが乱されずに分布しております。

さらには、地滑り地形内には、沢が発達し、同じ場所が侵食されている。いわゆる、動いている場合ですと沢が崩壊します。

3番としまして、県道などに明瞭な変異がない。

これらの理由から、長い間安定した、旧地滑りと考えられます。

なお、十和田火山の火山灰層の関係でございますが、火山灰層としては、古いものと、凡そ1万年前くらいと言われております。

つづきまして、図3 - 4をご覧ください。

地表地質踏査やボーリング調査などの結果から、不法投棄現場の廃棄物分布と、ラグーンを含む現場一帯の地質分布が明らかとなりました。汚染拡散防止対策を行うために、大規模な旧地滑り面から、不法投棄現場内に派生した小規模な地滑り面について、その性状についてさらに詳しく調査いたしました。赤線で示した、H測線、I測線で、弾性波探査2側線。ボーリング調査6孔を実施し、同時に基盤岩の透水性を把握するため、原位置透水試験を実施しております。

図3 - 5をご覧ください。

この図は、先に示しましたI測線における、地質断面図。上の方の図面です。原位置透水試験、これはルジオン試験と言います。この結果から解析した岩盤の透水性マップ、いわゆるルジオンマップですが、これらの解析結果から、小規模地滑り面の性状が明らかとなりました。

すなわち、皆さんのお手元にありますけれども、 から に示したように、地すべりの境界面は全て密着し、周辺の岩盤と同程度の堅さを有し、透水試験結果からも、概ね1ルジオン以下の難透水性であることが確認されました。

ちなみに、この値は、日本の廃棄物処分場の構造基準で、遮水シートなしで

も埋立てが可能となるほどの難透水性を示しており、今後、10年間にわたり廃棄物を全量撤去する間、岩盤の割れ目等を通じた、汚染拡散を防止する上で、底面遮水層としての機能を期待することが出来、大変安全性の高い岩盤であると評価しております。

つづきまして、図3-6でございます。

これは、廃棄物研究財団が実施した、空中電気探査の結果でございます。この結果からは、不法投棄現場と同じような、低比抵抗部が現場の南西側と、旧水源地周辺に見られました。

このことから、次のように浸出水の流出経路を想定しました。

図3-7をご覧ください。

ラグーンからの浸出水の流出経路としては、これまでの調査結果から、図中に示す4経路。

- 、地滑り面に沿って南側に迂回して流下する経路。
- 、ラグーンから直接流出する谷地形を流下する経路。
- 、旧水源地に連続する谷地形を流下する経路。
- 、地滑り面に沿って北側に迂回して流下する経路

以上が想定されました。

県では、流出経路を明らかにするため、これまでに述べた既往の調査結果に加えて、今年新たに高密度電気探査、流量観測、観測井戸設置、水質分析等の各調査を実施するとともに、新水源地への影響や安全性について評価、確認を行いました。

図3-8をご覧ください。

新水源地は、地滑り地形の外側に位置し、水文地質的には別水系と考えられますが、そのことを確認するために、高密度電気探査を実施しまして、からの調査結果が得られました。

すなわち、空中写真判読による地滑り面が、高密度電気探査により確認されたことや、新水源地側の尾根部には、高比抵抗部の高まりがあることから、新水源地への旧地滑り地内の浸出水の影響は無いと判断しました。

図3-9をご覧ください。

旧地滑り地形等の広域な確認をもとに、ラグーン周辺の浸出水の流出経路を把握する目的で、高密度電気探査の測線を配置しました。

図3-10をご覧ください。

高密度電気探査の解析結果をG Lの350mとG L、340mの二つの標高において、水平にスライスした時の比抵抗分布を示した図です。

この350と340の標高につきましては、皆さんのお手元にはありませんが、これも断面的に高密度電気探査をしておりまして、その結果、抵抗の低いもの、

それらのもので高さをスライスしたものでございます。

この結果、ラグーンの中の浸出水は、放流支川の沢に流下する経路、図中のでございます。上流付近で旧水源地のある谷の方向に流下する経路、図中の2つの経路が推定されました。

図3 - 11 をご覧ください。

高密度電気探査結果に基づき、作成した地下水の等高線図で、この流行図からも2つの経路が考えられます。

図3 - 12 をご覧ください。

ラグーン周辺の表流水や地下水の電気伝導度の分布を示したもので、ラグーンや観測井戸及び下流周辺の水を採水し、主要溶存イオンと pH や電気伝導度の水質分析結果から、 から の調査結果が得られました。

また、図3 - 13 は、主要溶存イオン濃度に基づき作成した、ヘキサダイアグラムであり、一つのグラフの右側がナトリウムイオン等の陽イオンで、左側が塩化物イオンなどの陰イオンを示しています。

この結果から、 から の結果が得られております。

この電気伝導度、ヘキサダイアグラムから、ラグーンを流れる表流水と、旧水源地や放流支川の沢の水は、関連性があると考えられます。

図3 - 14 をご覧ください。

これまでの調査結果を基に、総合的に検討した結果、ラグーンから旧水源地までの浸透経路を模式断面で表わしたものです。

としまして、浸出水は、ラグーンから旧地滑り地盤中に浸透し、その中を流下します。そこに書いてある 、 、 でございます。

つづきまして、3 - 15 をご覧ください。

この図は、旧地滑り地内の地下水の流動経路を平面図で表わしたものです。ラグーンからの旧地滑り地盤中に浸透した浸出水は、主に東側の旧水源地、この図面でいきますと 。それと、放流支川の沢、図面中の2番でございます。その谷方向に流下していると想定され、南側の1番、北側の4番の地滑り面に沿った経路を通過して、下流に流下する可能性は低いと考えております。

調査結果のまとめとしまして、今回の調査結果をまとめますと、

、ラグーンからの浸出水は、地滑り地盤中を流下した後、旧水源地と放流支川の沢から流出していると考えられます。

として、それ以外の水系につきましては、今後、モニタリング等で調査していきたいと考えております。

として、高密度電気探査の結果から、新水源地への影響はないと判断しました。

として、水処理施設と遮水壁が完成すれば、浸出水の地下浸透がなくなり、

旧水源地の水質も周辺の自然地下水の水質に回復するものと考えております。

として、現在、ラグーンの末端、新及び旧水源地、周辺湧水、表流水等の水質は、環境基準を下回っておりまして、現時点での環境影響については、問題はないと考えております。

もう一つ。ラグーンの土壌調査でございますが、現在、浸出水処理施設及び浸出水貯留池、防災調整池の工事を発注しております。4月中に、ラグーンの水を処理した後、各貯留池毎に底質汚泥と土壌分析等の調査を実施することとしております。

これらの土壌分析の結果につきましては、推進協議会や田子町、地元の方々に公表して参りたいと考えております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

10分くらい暗いんですか。薄暗い。

今、事務局の方からご説明をいただきましたのは、前回、主に多くの委員の方からご質問があったのですが、主に藤縄先生の方から、こちらの円弧滑りの影響ですよ。先ほどのご説明で見ていただきましたら、図3-1ですね。大きくみたら、滑っているような様子がよく見てとれるのですが。たまたま、このえんこの部分の右側の部分が、東側の部分が、ラグーンに囲っているんです。ですから、このラグーンから浸透したものが、このえんこの地滑りの部分を通して広がっていかないか。主に心配しておりましたのは、新水源地との関係ですよ、影響。それから、旧水源地との関係、これは幾つかルートが、4つほどあって、2番、3番のルートでしょうか。それが、調査の結果推定されると。放流支川についても、この影響が出てくる可能性はあるよと。

しかし、現在の所は、環境基準を上回っておりませんよ、というようなご報告でした。

ということで、以上、資料3に基づきましてご説明いただきましたが、何かご質問はございますでしょうか。

はい、椛本委員、お願いします。

椛本委員： 椛本です。ただ今説明を受けましたが、水道のことですが。前回は別の場所を実施した食塩等による各種調査結果。これが出ておりますが。新しい水源地の地下水の汚染についてであります。

私達は、これは指定できないものと考えておりますが、私は毎日、その水を飲んでいるわけです。そこで、更に、新水源地に汚染の可能性が少しでもあるとすれば、更に調べてもらいたいと考えております。

そこで県に対して、私達が毎日飲用する安全な水道確保のために、新たな水源地の開発、あるいは他水源地からの投入等について、今後の方策を示していただきたいと考えております。

以上です。

古市会長： はい。まだ調査を継続される部分がございますよね。そのへんを踏まえまして、今の椛本委員に対してのご回答は、如何でしょうか。

大日向副参事： 先ほども説明いたしました、資料の 10 ページをご覧になっていただきたいと思っております。この 10 ページ目にありますが、新水源地と和坂の沢と言われている沢の部分、ここの部分について、ピンクのラインで高密度電気探査、T - 1 側線と書いてありますが、これで電気探査を行っております。

この結果が、左岸と書いてありますが、下の方の小さい図面ですが、高密度電気探査の結果でございます。実際、和坂の沢の方に、先ほど言いました空中写真の判読で言いました地滑り面が入っていると。結果的に、新水源地側の部分、和坂の沢から新水源地側に対しましては、低比抵抗部が高めになってきております。山になっております。こういったことから、そちらの方の水が、新水源地に入ることはない。そういうふうに判断したわけでございます。

以上です。

古市会長： 今の時点では大丈夫だろうという推測なのですが、今後、調査を続けていただきたいということによろしいですか。

ほかに如何でしょうか。熊谷委員、お願いします。

熊谷委員： 今、スライドでありまして、一番最後の調査結果のまとめの所でございますが、調査結果のと ですが、今後、水処理施設と遮水壁が完成すれば、浸出水の地下浸透が無くなることから、新旧水源地の水質も早期の回復が期待できる。 番目としては、現在、ラグーン、新旧水源地、周辺湧水、表流水等の水質は、環境基準を下回っており、現時点での環境影響については問題がない。

こういう表現になっていますが、これは、環境基準は確かに下回っているわけですが、この表現だと、新旧水源は回復するんだというような読み方になるのですが、水質基準と環境基準は、計測項目がご承知の通り、23 項目と 46 項目、これは全然違うわけです。こういう表現をすれば、水質基準の 46 項目もクリアしたのかというような誤解があるのではないかと、我々は考えるわけです。

ですから、こういう表現をされれば、先ほど椛本委員にあった通り、飲める

のか？ということになると、これはやはり 46 項目の水質基準をきちんとクリアしてからでない、こういう表現はなかなか不適切ではないかと、我々としては感じているわけです。このへんについて、如何でしょうか。

古市会長： 熊谷委員、 と おっしゃったのですが、主に の方ですね。 の方はよろしいわけですね。では の方をお願いします。

大日向副参事： ちょっと表現の仕方として、まずい点があると思います。これにつきましては、私の方で訂正させていただきます。確かに、今おっしゃった通り、地下水と飲み水は違うんだということ。その通りでございます。

古市会長： 水質基準の方でチェックしていただけるということですね。他に如何でしょうか。平田先生お願いします。

平田委員： ごめんなさい。私、理解が足りなかったことがあるのですが。基本的には、滑り面があるということですよ。境界の所は、本当に地質構造がごちゃごちゃになっていますから、そこは流れ易いと。あとは、地形の低い所に沿って流れているという結果ですよ。それは妥当なことだと思います。

ただ、水質を見るときに、この絵からだけではなかなか見難いんですよ。基本的に、例えば、旧水源については、塩素の濃度が高いから、ラグーンの表流水に影響している可能性がある。新水源については、境界外だから、水の流れはなかなか行き難いだろうという理解なのですが、この絵では何処を見たら良いのですか。図 3 - 13。

古市会長： 図 3 - 13 ですね。

大日向副参事： これにつきましては、ラグーンの部分しかないものです。

平田委員： そういうことで、住民としては不安になるのです。きちんと、水質が違っているとか、文言だけですので、多分これを見ただけではなかなか理解し難いと思うのです。ラグーンだけではなく、旧井戸も新井戸も水質は、やはり形として出しておいた方が良くと思います。

大日向副参事： 前に、トレーサー試験とか、そういうものをやった時に、水質のヘキサダイヤグラムを作って、お示ししているのですが。ここでは、一応、全体のものから、ラグーンの調査の部分に絞り込んでいましたので、図面的には、

平田委員： それは分かるのですが。やはり報告書というのは、それを見た時に、中にデータがないと分かり難いですよね。結果が間違いだと言っているのではなく、基本的に全部入れられた方が、私は良いと思います。

これを見せてもらった時に、何処を見たら良いのかなということ。

古市会長： 平田先生、もう一度、論点を。質問の主旨は、ヘキサダイアグラムが図 13 で、ラグーンの部分と旧水源の所では、形状が異なりますよね。その事についてのご質問ですか。

平田委員： それで、この中を見れば分かるようにしておいた方が良いということ。

古市会長： この図を見ただけで、バックデータについてもということですか。

平田委員： そうです。

古市委員： そういう意味ですね。

鎌田さん、お願いします。

鎌田対策監： 今のことについて、補足説明をさせていただきます。

新の水源の方のダイアグラムを取りまして、やっているのです、実は。今日資料のとしては出していないんですが、急きょ出来たものですから出していないのですが。形態としては、ラグーンの水と全く違う形態を示しているということで、全然違うものであるということは、結論は出ております。

ただ、それをどういう具合に、今これから分かり易く表現していったら良いのかということで、今日の資料には載せていませんでした。申し訳ございませんでした。

古市会長： よろしいですか。

ほかに如何でしょうか。西垣先生、お願いします。

西垣委員： 資料 3 - 8 でございますが、これで平田先生がご質問されていた所、今の現在の新の水源と、上の地滑りと言われている所とが、そんなに高くはないのですが、尾根で分離されているだろうということで、尾根筋を直角に切った所で、比抵抗トモグラフィをやられておられますが、出来ましたら、現在のものは地山ですから、おそらく向こうの山の地山と同じだろうが、ルジオン値が

1以下だろうという予測のもとだと思いますが、きちんとしたボーリングを一本掘られて、新しい水源の手前でどんな水がきているかということをチェックされたら、新水源の方は、随分安心感が違うのではないかと思うんです。ここまでは来ていないよ、というふうな形で。

掘られた所で、地山の透水係数が先ほどのように1ルジオン以下くらいで、なかなか水がこの山を越えてまで、北から南へ水がこないですよ、ということも少し調べておかれまして、新水源が今の現状の、本近くにあるんですが、それに侵されにくいということも、ある程度ご説明が出来るのではないかと思います。

私達は、今現在汚染している所がどれだけ広がっていくのか、非常に心配です。新しい水源を本当に守れるのかな？守れなければ、我々はここに止水壁を入れるとか、何かしないと、上からどんどん下りてきた場合にどうするんだ、ということになってきますので、自然でもこないような形になっていますよということをご説明すると言いますか、田子町の水源になっていますから。それについても、少し何か調査をしていただければと思っております。

古市会長： 西垣先生、前回、ここの部分のトレーサー試験をして、説明していただいたのはご存知ですよ。その上でのご質問ですよ。

如何でございますか。ボーリング一本だけでよろしいのですか。そういうレベルでいきますと、幾ら掘っても切りがないという面があつて。

西垣委員： そうです。切りがないですから。ここの比抵抗高密度電気探査で出ている所の治山の透水係数は、大体こんな分布しているんだろうということで、これはこれくらいの透水係数だということが分かれば、あとは大体予測だけです。

古市会長： 分かりました。周辺の代表地としての透水係数を一つ抑えておいていただけたらという、ご要望だと理解します。

いずれにしても、この新水源につきましては、これからずっと継続的にモニタリングされますよね。それに対する担保と言いますか、ちょっとご検討いただけますでしょうか。重要なことだと思いますので。

特段なければ、次の議題にいかないと、時間が足りませんので。大体はご質問いただいたと思いますので、次に移りたいと思います。

先ほど、お聞きした以上のことでしょうか。大体、同じようなことであれば、違うことで？どうぞ。

椛本委員： 水を調べることに對して、別の目で見るという意味において、別の所の水道

をやっている所の調査も、年に何回かやってもらえないものかなということですよ。

古市会長： 別の何ですか？

椛本委員： 別の、県でやっている以外の所の人を頼んで。

古市会長： 第三者として。でも、これは立ち会って調査するというご要望があって、サンプリングも立ち会いますよね。

椛本委員： 私、今、水のことを勉強しておりましたが、実は八戸水道企業団に調査をお願いすればどうかなと思ったものですから、今、お願い出来ないものかということ。毎回ということではなくても。年に何回かでも良いのですが。

古市会長： そのへん、如何ですか、事務局の方。

鎌田対策監： 県で調査を委託する場合には、入札で年間の計画を示して、検体数と項目を示して、そして色々な会社から色々な値段をいただいて、安い所をお願いしているわけです。ですから、それを変えてしまうというのには、それなりの理由がないと、非常に難しいところがございます。それを八戸水道企業団の方にお願いする場合には、そういう時にはまた別個お願いせざるを得ないと思うのです。ですから、そういう場合には、企業団の方のご好意としてやっていただけるのであれば、それは一緒になってクロスチェックみたいな形でやっていくことは出来るかもしれませんが、そのことについて、県が今、「やります。」ということは、今のことでは答え難いのですが、企業団の方とも相談させて下さい。

椛本委員： そういうふうをお願いしたいのですが。

古市会長： 取り敢えず、そういうお願いがあったということで、ご検討いただきたいと思います。

そうしましたら、次ですね。3番目の議題の「浸出水処理施設について」ということで、ご説明よろしくお願ひいたします。

大日向副参事： それでは、資料4「浸出水処理施設について」ということで説明してまいります。

この仮設浄化プラントにつきましては、第2回目でもご説明しておりますが、再度、仮設浄化プラントについて説明したいと思います。

仮設浄化プラントや、浸出水処理施設、貯留池、防災調整池などの施設につきましては、前からお話しておりますが、合同検討委員会や技術部会で検討をいただき、その提言を受けまとめてきているものでございます。

その中で、仮設浄化プラントでございますが、1ページ目の平面図がありますが、この仮設浄化プラントの位置図を見ていただきたいと思っております。

仮設浄化プラントは、浸出水処理施設が完成する、平成17年5月までの間、けん濁物質である、SSの低減を図るものとして、ラグーン入り口に緊急的に設置するものです。

従いまして、処理目的とはしていない高濃度のBOD、窒素、リンを除去することは困難であると考えております。

図の中で、取水地点2番というものがございます。これが、モニタリングでいきますア-1でございます、それと取水地点1というのが、モニタリングのア-2というモニタリングの孔でございます。この二つの浸出水を仮設浄化プラントで浄化しまして、最上流のラグーンに放流しているものでございます。

仮設浄化プラントの対象流域面積は19.9ヘクタールで、平均年降水量1,177ミリ、これは過去20年間の降水量の平均値でございます。これを用いて算出しております。

従いまして、処理原水の水質は、浸出水のモニタリングにより行っております、ア-1とア-2の地点の平均水質により設定しているところでございます。

次のページが、プラントの概要と処理フロー図でございます。

この処理フローにつきましては、けん濁物質であるものを除去するという目的のもので、このフローが出来ているものでございます。

この次のページ、これが仮設浄化プラントの配置図でございます。3月2日から本格的に稼動している施設の配置図でございます。

その次のページが、工事工程表でございます。3月2日からは、実負荷運転ということで、稼動しております。

つづきまして、その次のページでございます。ここには原水と沈殿処理水、放流水の写真と、処理施設の現況写真、その次のページが現況写真でございます。それをつけております。

その次のページが、仮設浄化プラントの原水と処理水の分析結果の速報を添付しております。水質分析結果につきましては、SSが原水で46mg/lで、処理水が8.5mg/lになりました。

尚、処理水は、稼動してすぐの段階で採った値でございます。その結果がこういう形で出ております。速報でございます、ダイオキシンの分析結果がま

だ出ていませんが、結果が分かり次第、また皆様の方にお知らせしてまいりたいと考えております。

つづきまして、浸出水処理施設について説明いたします。

1 ページ目は、位置図と浸出水の処理行程を表わしたものでございます。この処理行程につきましても、前回の会議でもお示ししたものと同様の処理フローになっております。浸出水の処理施設の規模につきましては、浸出水量の計算結果を基に設定しておりまして、計算は廃棄物最終処分場設計に用いられます、時間遅れを考慮した水収支モデルによる方法で算出しております。これは、規模のもの、計算結果をこれに載せておりませんが、前の技術部会等で委員の先生方、入っておられました先生方はご存知かと思いますが、こういう方法で算出しております。

計算には、過去 20 年間の降水データを用いまして、最大年間の降水量は、30 年確率雨量に大体相当するという形でございます。

この結果、浸出水処理施設は、処理能力が 150 m³/日で、貯留池につきましては、12,230 m³としているものでございます。

2 ページ目。これは施設の全体平面図であります。その次のページが拡大したものでございます。赤で示した箇所が、浸出水処理施設であり、その上側に防災調整池、つまり雨水の貯留池でございます。

施設の左側に、浸出水の貯留池がございます。こういう配列にしております。

防災調整池につきましては、不法投棄現場全面に、表面遮水工を行うことから、表流水の流出量が現状より増加することになります。表流水の増加によりまして、下流域に影響を及ぼすことがないように、調整池の規模を決定しております。

調整池の計算につきましては、県の河川砂防課の方でございます、河川事業と森林法に基づく開発許可との調整に関する事務処理の手引きというものがございまして、これによって算出しております。その計算結果、調節容量は、約 12,000 m³の規模となっております。

次のページが、浸出水処理施設の工事行程でございます。鹿島、クボタ、穂積建設工業、特定建設工事共同企業体が、請負金額 19 億 9,500 万円で落札しております。工期は、16 年 3 月 11 日から平成 17 年 5 月 31 日となっております。仮設工事は 4 月からになっておりますが、3 月末から準備工としまして、ボーリング調査を行っておりまして、4 月上旬にラグーンの水質分析、底質の汚泥の土壌分析を行うこととしております。

底質汚泥以下の深部につきましては、ボーリング調査によりまして、土壌分析を行います。

土木工事は、5 月中旬から本格的な作業に入りまして、8 月から上屋工事、

11 月には機器の搬入を行って、翌年 4 月から試運転調整に入る計画でございます。

その次のページが、処理施設の仕様の概要を添付しているものでございます。

資料には無いのですが、現在、浸出水貯留池と防災調整池につきましては、間、寺下、辻本建設、特定建設工事共同企業体が、請負金額 4 億 6,725 万円で落札しております。工期は、平成 16 年 3 月 26 日から平成 17 年 5 月 31 日となっております。今日が 27 日ですから、昨日、契約になったものでございます。このことから、工事工程表については、まだ提出されておられません。工事としましては、浸出水処理施設と同様の作業で計画を進めてまいりたいと考えております。

尚、工事行程表が決定され次第、協議会、並びに田子町地域住民の方へお知らせして参りたいと思っております。

更に、現在、工事用道路の改良工事、これが和平高原側とラグーン側の二つの工事がございます。これにつきましては、現在、色んな工事の車が入りまして、道路が痛んでいるという話もあります。これにつきましては、早速、処理をさせていただくことと、いわゆる道路改良工事につきましても、4 月早々には舗装工事に入りたいと考えております。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

浸出水処理施設として、今もう動いております仮設浄化プラントと、3 月から工事予定の浸出水処理施設。この概要について説明していただきました。

これには載っていませんが、防災調整池と浸出水貯留池ですか。これについては、別のジョイントの会社が 3 月から来年の 5 月末までということですね。

以上、ご説明いただきましたが、これにつきまして何かご質問ございますでしょうか。長谷川先生、お願いします。

長谷川委員： 新しい方の処理施設についての所で、これはミスかどうか分かりませんが、非常に不思議な値があるのです。それは、計画の原水水質と書いてありまして、この中でいうと、殆どがそうなんです。例えば、P C B が原水の水質が 0.0005 と。ゼロが三つついておりますね。その次のページでは、計画処理水質ですね。そこにいきますと、P C B が 0.003 ということで、逆に高い水質ということ。これが殆どそういう項目です。ですから、V O C などともそうなんです。そうしますと、何のためにこの処理施設を作ったかということになりますが、このデータはこれでよろしいのでしょうか。

古市会長： 長谷川先生、ちょっとごめんなさい。何ページ、何処ですか。

長谷川委員： この後の方、後ろの方で、新しい。一番後ろから3枚目です。3枚目に計画原水水質とあります。この下の

(テーブル 1 B面)

色々ありますが、PCBがございまして、これは原水水質として計画しているのが、0.0005 ですね。ゼロが三つ付いていますね。次のページをご覧ください。そうしますと、6番目として、計画処理水質。そうすると、PCBが見ていくと、0.003 ですね。

古市会長： 表記上の問題ですね。

長谷川委員： ですから、例えば、発注する時、水はどの程度、汚くしても良いということになりますよね。

古市会長： これは、単純なミスだと思いますが。ご説明をお願いします。

鎌田対策監： はい、大変申し訳ございません。これは単純ミスでございます。こういう発注は、我々の方で訂正させていただきます。申し訳ございません。

長谷川委員： これだけでなく、沢山あるんですね。ですから、記載ミスか何か知りませんが、そこらへん、後で正しいものを出していただかないと、これは低すぎるんですね。

古市会長： この辺の基本的な仕様でございますので、チェックをしっかりとお願いしたいと思います。

大日向副参事： すいません。概要を作るのをちょっと、申し訳ございません。

古市会長： はい、どうも。ほかに如何でございましょうか。榎本先生、お願いします。

川本委員： 前から4ページ目の仮設浄化プラントのページですが、右側の(2)処理条件の所の水質管理で、月1回の項目が、SS、BOD、COD、T-Nとあるのですが、これはリンについてはやらないということでしょうか。質問です。

古市会長： 如何でございますか。

鎌田対策監： リンについては考えていませんでした。

川本委員： それは、窒素とリンはセットかなと思うのですが。

鎌田対策監： ここで、この仮設の浄化プラントの目的が、一応、BOD、COD、高いものですから、トータル窒素とか、窒素が高いものですから、監視していこうと。管理していこうと思ったのですが、目的がSSなわけです。けん濁物質をとるということが、この仮設の目的でございますので、そこまでは考えておりませんでした。

ただ、いずれにしても、窒素分が高いということは、前々から水質的に問題になっていたことなので、そのへんの監視はしていかなければならないという意味で、このBOD、COD、トータル窒素を入れたわけです。

申し訳ないのですが、リンまでは考えておりませんでした。

川本委員： それからもう一つですが、4ページ先に、ビーカーの写真があるのですが、これは大したことではないのですが、凝沈処理水というのが、まだ若干着色があって、これは色度成分が残っているんだろうと思うのですが。放流水というのは、そこから砂濾過をしているだけですので、着色は、もし溶解性のものに起因しているとしたら、取れないのではないかと思うのですが。見た目、放流水は大変綺麗に見えるのですが。たまたまこうだったということですか。

鎌田対策監： 凝沈処理水の所、フロックがまだありました。この写真を撮った時には、ですから、それが砂濾過でフロックが取れたということで、処理水と放流水としては、これだけになったわけです。

色としては、多分付いていなかったと思いますが、フロックの色がここに出てきたということですか。取り方だと思います。

川本委員： そうですか。分かりました。

古市会長： 川本先生、よろしいですか。
福士先生、お願いします。

福士委員： 仮設浄化プラントの件です。流量を測るご予定はないのですか。

今後のことを考えますと、流量を測っておいて、雨に対してこんな感じで流出しているということで、非常に貴重なデータになるはずなんです。

新しい方の将来の浸出する水処理についても、出来れば流量はきちんと抑えておいた方がよろしいかと思いののですが、如何でしょうか。

古市会長： 福士先生、ちょっとごめんなさい。今、聞いてなかった。流量と何ですか、もう一つ。

福士委員： だから、新しく出た

大日向副参事： 浸出水の本設の方にはついては、流量はやります。

古市会長： 処理施設、浸出水の処理施設は流量は勿論おさえられるでしょう。

大日向副参事： はい。浸出水の処理施設は流量をおさえます。

古市会長： 仮設浄化の方。

鎌田対策監： 仮設も入る所と出る所で、流量は観測しております。

古市会長： 測られるということですね。

ほかに如何でございましょうか。よろしいですか。

次の議題、今日のご審議いただきたい、モニタリング調査ですね。主に、16年度のモニタリング調査計画。これにつきましてご説明いただきたいと思えます。資料5でお願いします。資料5から全部やられます。それともどうされませうか。資料5、6。

鎌田対策監： 全部一括して説明させていただきます。

古市会長： 一括してやられますか。7まで、資料7までやられますね。ではお願いします。

鎌田対策監： それでは、16年度の水質モニタリング調査計画を作る上での、皆さん、委員の先生方のご意見を伺いたいと思えます。

先ほど、資料3でラグーンからの水の流れ、これによって周辺への影響というものが、どういう具合に出てくるのかということが、調査の結果として出て

参りました。

委員の先生方から、今までのモニタリング調査の結果として評価をいただいております。これらのものをベースにして、16年度の調査計画というものを作ってまいりました。

まず先に、資料6の方から説明させていただきたいと思います。川本委員、福士委員、長谷川委員からモニタリング調査の結果についての評価をいただいております。

まず川本委員ですが、現場の水質で、塩化物イオンと電気伝導度には、高い相関関係が存在していると。有機汚染物質のうちで、揮発性の有機化合物は、雨水により溶出している状態が続いていると思われる。ダイオキシン類については、

古市会長： すいません。このへんは、参考資料を見ていただきながらの方がよろしいのではないですか。

鎌田対策監： 資料6の方で、

古市会長： 資料6なんですが、参考資料にその本文の部分があるよということ

鎌田対策監： すいません。参考資料1で、モニタリング結果の評価ということで、川本先生と福士先生のコメントを載せております。ただ今、川本先生のお話をしておりますが、ダイオキシン類については、物理的、あるいは人為的な攪拌や表層流出がない限り、水中濃度が大きく上昇することはないと考えられる。

鉛については、酸にもアルカリに溶ける両性の元素であります。酸性雨などによって溶出しやすくなると。

ただ、総じて廃棄物量は多いけども、多量の土壌によって投棄地内に保持されているとみなすことが出来るという考察を出していただいております。

次に福士委員からは、堰堤のヒューム管の浸出水、いわゆる中央池からの水の部分と、そこから出てくる水。事業場の浸出水、ラグーンの末端の水。遠瀬の水源の水。放流水の水。そういう所の経緯を、経路に関して評価をしていただいております。

まず、参考資料の方によれば、2ページの3、結果の評価(1)水質分析結果の経時変化。経時変化と水質変動について、考察されております。一つの、経時変化につきましては、堰堤のヒューム管については、揮発性の有機化合物。ダイオキシン類は、環境基準より高い値を示している。BOD、SS、全窒素など、こういうものについては、通常の河川水等に比べて、かなり高い値を示

している。

ただ、ベンゼンを除けば、各項目とも現場から外に出ていくに従って、次第に濃度が低下する傾向にある。

遠瀬の水源ですが、塩化物イオンや電気伝導度が通常の河川水等に比べて、やや高い値を示しているが、健康項目全てが環境基準を満たしている。

水質変動でございますが、経時変化を追っただけでは、汚染拡散の可能性や機構を評価することは出来ないとしておりますが、鉛については、徐々に濃度が低下している。塩化物イオン、電気伝導度についても、上流から下流にかけて濃度が低くなっている傾向が見られる、という具合の考察を述べておられます。

長谷川先生からも、コメントをいただいておりますので、これは参考資料には載せておりませんが、ご紹介したいと思います。

長谷川先生からは、地下水中の鉛とかヒ素が多いのは気になるけども、これについては、今後も観測を続けることで原因を究明すべきであると。

先ほど、福士先生の所にもございました、ヒューム管から出る水は、BODが高いということで、周辺にかなり多量の有機物が埋立てられたものと判断される。ヒューム管の水に、ジクロロメタンのみが多量に検出されているけども、原因が分からない。これは、観測を継続して、その原因を究明すべきであるということで、コメントをいただいております。

長谷川先生のコメントにつきましては、我々もデータの積み重ねとか、あるいはポイントの特徴、観測地点の特徴を掴む必要もあるということで、これは継続的に観測を続けていき、そして、原因を解明できるものはしていきたいと考えております。

以上のような先生方の評価をいただきながら、16年度のモニタリング調査の計画について、資料5に基づいてご説明申し上げ、ご意見をいただきたいと思っております。

16年度から、先ほど来申し上げておりますが、浸出水の処理施設の建設を開始し、あるいは廃棄物の一部撤去を開始するというこの、この様な工事によって周辺に汚染が拡散していないということを確認しておく必要があると思っております。そのためには、今まで以上に的確なモニタリングをする必要がありますので、今までの調査結果を踏まえて、効率的な実施のための見直しをしたいと考えております。

1ページの1番に、調査結果の概要がございます。これについては、平成15年12月4日までの調査結果を考察しております。いずれにしても、汚染は現場内に留まっており、周辺には拡散されていない状況にあると。これは前々から申し上げている状況が、今でも続いているということでございます。

2 ページにまいりますと、場内の水質については、これは表流水 4 ヲ所、地下水 5 ヲ所を調べております。この 9 ヲ所の結果としては、鉛やホウ素などの重金属とか、あるいはジクロロメタンやベンゼンなどの V O C が、継続的に検出されている。周辺については、12 ヲ所、表流水 12 ヲ所をやっておりますが、有害物質による汚染は確認されていない。ただ、電気伝導度が周辺と比較して高い値で推移しているのが、このカッコの中にあります 6 ヲ所ございます。そのほかの 6 ヲ所は、良好に推移しているということでございます。

ここで申し訳ございませんが、資料の訂正をさせていただきます。

今、申し上げましたカッコの下に、「そのほかの 7 地点は良好な水質を維持している。」と書いておりますが、これは「そのほかの 6 地点」でございます。訂正していただきたいと思ひます。

今までの調査結果、水質の結果を踏まえて、見直しのために基本的な考え方をすわらせてみました。

一つとしては、廃棄物からも色んな水質からも、これまで検出されていない項目については、調査対象から削除すると。

二つ目としては、調査地点、色々やっておりますが、その中に重点調査地点、こういうものを設けて、色んな調査回数とか、項目について、ほかの地点と区別して重点的に調査をする。

その重点調査地点とはどういうことかと言いますと、色々な工事をやりますので、現場からの汚染の拡散を最も早く検知できる地点。そして、直ちに対策を講ずることが出来る、そういうような地点を重点調査地点として設けていきたいと考えました。

場内の調査地点のうち、今まで調査結果に大きな変動が無いものについては、調査回数を減らす。岩手県と接触しておりますので、岩手県でなされる汚染拡散防止対策の状況を確認するための調査地点を設けるというようなことを、基本的な考え方にして、モニタリング調査内容の見直しを行いました。

見直しの内容、具体的な内容についてでございますが、これまでの調査結果から検出されていない、これは有機リンと農薬のチウラムでございます。これについては、調査項目から削除する。そして、岩手県側で検出されている、トルエン、キシレン、エチルベンゼンという項目については、本県の方にも流れ入る可能性がありますので、これについては監視しておく必要がある。そして、この三つを追加項目としていきたいと考えております。

先ほど言いました、重点調査地点の設置でございますが、これについては場内を 2 地点、それから周辺を 8 地点、これを重点調査地点として見ていきたいと考えております。

5 ページをお開きいただきたいと思ひます。これは現場内でございますが、

この現場内で、場内からの採取の水として監視できる地点として、左側にあります、今までもやっております。ア - 4 が表流水。ア - 6 が地下水。これを外に行く際、現場の端の水として監視していく必要があるだろうと。

周辺でございますが、ここに書いておりますので、この図を使って説明します。その上の方にア - 31 というものがございます。先ほど、資料の3でご説明申し上げましたが、その上の方からラグーンを伝って流れていく可能性がございますので、この31番を重点地点として監視地点にする。

右側にア - 23、青い所があります。これは前にも説明しましたけども、岩手県からの汚染の拡散が、こちらの方に和平高原の方に入ってきていないかどうか、監視する意味で地下水で監視すると。

6ページでございます。これは、下の右側にあります、ア - 11 と 12 でございます。これについては、現場の南側で最も現場に近いということで、また、電気伝導度も比較的高いということで、監視地点、重点地点にしたい。

14 と 17、これは先ほど言いました。14 というのは、旧の水道水源の地点でございますが、それと杉倉川に放流する地点でございます。これはラグーンからの拡散の流出経路でございますので、この辺は重点的に調べておく必要があるだろうと。

図の右側にあります、20 と 21。これは北側の汚染の拡散を調べる。いわゆる、岩手県側からの汚染流出の状況を把握するために、この2地点で把握しておく必要があるだろうということで、周辺の8地点を重点調査地点という具合に位置付けていきたいと考えております。

3ページの方にお戻り願ひまして、(4)の同じ水系での場合には、下流部の調査頻度は少なくするというので、例えば、境沢とか、杉倉川の末端では、上流の方で重点地点としてやっておりますので、下流部については調査頻度を薄くしていきたいと考えております。

(5)でございますが、汚染状況が把握されている調査地点の回数。これについては、場内でございますけども、大体、場内の汚染状況を把握するため、ボーリングした地点については、大体変動がないと。大体汚染されているだろうということで、今の状況が把握されておりますので、調査の頻度を少なくしたい。それが、5ページのア - 5、7、8でございます。見難いかもかもしれませんが、ア - 5、7、8、そういうことで進めていきたいと考えております。

4ページに参りまして、県境の所での、これは前回2回目の協議会でもご要望がございました、県境ラインでの地下水の調査ということでございます。これは、実は皆さんご存知だと思いますが、岩手県の方で、汚染拡散防止対策を行うということで、本県で、県境への遮水壁の建設を止めたという経緯がございます。ただ、もしもということを考えれば、水処理施設に相当の負荷が掛か

り、そして負荷が掛かるだけならば良いのですが、それによって周辺環境への影響、支障を及ぼすというようなことになれば、大変なことになりますので、やはり監視しておく必要があるだろうと。そうするために、電気伝導度とか、地下水というものを常時監視していく必要があるだろうと考えまして、5ページの県境の部分、ア - 25、26、27、28、29 この辺りで監視していくことが、効率的ではないだろうかと考えております。

その他としては、仮設浄化プラント、先ほど設置しましたという話でしたが、これについては、原水と処理水の水質を把握していくということにしております。

最後の7ページに、調査項目と調査頻度、これを一覧表にしたものがございますので、後ほど参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

資料7については、どういたしましょうか。

鎌田対策監： 資料7も説明させていただきます。

これについては、色々と化学的な調査だけではなく、生物的な調査によって把握する必要があるのではないかということで、これについては、ご報告ということにさせていただきます。

これには、2番の方の調査手法の検討という所に、県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会を設置して検討する。この検討会で、色々な次のモニタリングの方法とか、あるいは調査の結果についての評価とか、そういうものをしていただき、そして、この結果を、評価結果、あるいは検討結果については、この協議会とか、あるいは環境審議会に報告していきたい。そういう独立した生物調査、生物影響調査の委員会を設置したいということで、これを報告したいと思います。

今、そういう具合に、委員の方を選定中でございますので、これを進めていきたいと考えております。

これは、ご報告として留めておきます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

別途、生物モニタリングをされると。そのための検討評価委員会を、独立に作られるということですね。

確認したいのですが、資料6の方で、要約版の方では、長谷川先生の部分は載っていませんよね。載っていないんですよ。申し訳ないです。すいません。

いただいているのですが、内容については、説明していただきましたので。

長谷川先生、福士先生、川本先生の方からは、今までのデータをざっと見ていただきまして、評価していただいたレポートですね。添付資料のようにまとめていただいております。

今回、主に議論していただきたいのは、16年度の水質ですね。拡散系、青森県の方針は、拡散を拡大させないと。また、工事によって拡散させないということが大前提になっておりますので、それに対しては細心の注意を払ってやりたいという主旨だろうと解釈します。

今までのモニタリング地点に追加して、場内及び周辺の水質をこれから調査するわけですが、その箇所及び回数につきましては、原案を示しておりますが、これでよろしいでしょうか、ということをご審議いただきたいということです。ここの所は少し大事な部分ですので、色々ご意見をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

福士先生、川本先生、長谷川先生の方から、補足でもございましたら、まず川本先生の方から何か補足がございますか。

川本委員： 特にありません。シマジンとか、チウラムも農薬ですが、シマジン、チオベンカルブというのは、農薬ですので、農薬が埋められていけば出てくる可能性もありますが、チオベンカルブについては、いずれにしても場内廃棄物からはかつて検出されていたわけです。基準以下ではあったけども。そのデータ、私、記憶がないんですが。

古市会長： チウラムだとか、シマジン、若干でも出たのでしょうか。

鎌田対策監： チウラムは無いのですが、シマジンとかチオベンカルブは若干出たことはありますので、当然それは以下でございますが。

川本委員： そうですか。

評価の方では、あまり時間を費やさずにやってしまったものですから、雑駁なものになっているのですが。鉛は両性元素だから酸性雨というのは、自分で書いて後で変な書き方をしたなと思ったのですが、アルカリ側の条件になったとしても、出てくる可能性があるということで、書きたかった所です。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

福士先生、お願いします。

福士委員： ちょっとだけ補足させていただきます。

私なりに初歩的な評価をしたのですが、今日のご説明で、私が一番言いたかったことが落ちていましたので、一番強調したい所を最後に言います。

私の資料、参考資料1の手書きで26でも27辺りでも良いのですが、ページがありますが。グラフがごちゃごちゃ書いてありますが、26、27ページの参考資料1。これは、先ほどから話になっています、電気伝導度と、鉛とかヒ素とか、色んな物質との相関をとった図です。このデータはうちで測ったのでなく、青森県の方で測られたデータです。というふうに、かなり相関が無いものもありますが、物によっては相当な相関を示しているものもあるということで、おそらく場内から浸出水が流れてきて、電気伝導度は溶解性の物質のそのままではなく指標ですので、それによって色んな汚染物が出ているらしいということが、この図からほぼ推定できるわけです。

従って、やはり電気伝導度にかかなり着目して、これは従来から分かっている話ですが、ずっと連続してモニターしていけば、全部分かるわけではないのですが、相当なモニターの道具にはなるというデータです。

従って、私共の方の大学でも、常時電気伝導度計を何箇所かにつけて、これから観測していきたいということで、そのデータを田子の町にも、あるいはホームページその他を通して公表していきたいということで動いております。

先ほど、一番最初に田子町の委員さんから、県に対する要望にもありましたように、水質の常時観測が出来ないかというご要望があったと思いますが、あれのほんの一部ですが、お助けになればと考えております。

ですから、電気伝導度を県の方も頻りに測られるということをお勧めしたいということです。

古市会長： これは、ア-3というのは、あくまでも例としてご説明されたわけですね。

ア-3は、場内の一番高い所、ヒューム管の所でございますので、モニタリング、それだけではなくて、そういう先行指標的な意味合いもあって、電気伝導度を少し重視されたらというご提案、それでよろしいですか。

長谷川先生、お願いします。

長谷川委員： 正直言って、前に書いたもので、どんなことを書いたか忘れまして。色んなことを書いたと思います。その中で、福士先生が示された中で、問題提起をしたいと思ったのですが。福士先生の中で、23ページの所に、塩化物イオンの経時変化をとっておられますね。ここの所で、福士先生の参考資料になりますが、そこで、ア-3がどちらかということ、廃棄物が埋っている所で、一番濃度が高い所ですね。ここの所、塩化物の変動と、ア-1というのは、もう少し下流の

所ですね。かなり影響を受けているだろうということになりまして、塩化物イオンから、あるいは電気伝導度から見ると、大体、ここで言うと2倍くらいに希釈されているというか、濃度がア - 3に比べて、ア - 1は半分くらいなんです。そうしますと、大体、あそこら辺にいくと、大体半分くらい。丁度2倍の水が入ってきて、薄まったのかなという、一つの評価ですよ。それはそれとして。

じゃ、もう一つ問題なのは、非常に福士先生がよく統計とられて、私は関心して見ていたんですが、前の19ページですが、この中で見てみますと、相関が全部ここで違ってきているんですね。ア - 3の所では、かなり鉛が高いけども、ア - 1になりますと、非常に低くなっている。先ほどの塩化物というのは、正直に言いまして、土の中に吸着しませんので、殆ど水がそのまま出ていくというのが一般的な見方なのです。そうすると、果してこの鉛の挙動がどうなってくるか、非常に不思議な挙動。特に、ブルーで示されたのがア - 4になっております。このブルーのア - 4というのは、実はもっと下のラグーンの所の水、地下水とか、そういう水ですよ。

そうしますと、三者とも、塩化物は関係あるかもしれないけども、鉛の方の挙動が全然違った挙動しておりますので、それはそれなりに、場合によっては必要なのかと。これが、先ほどから見ていると、環境基準というものも出ておりますが、環境基準をオーバーしている所に、実は色んな所に変動があるということですので、そういうふうなことも含めて、何か関係を調べたらいかがかと。

私は、塩化物イオンで、ここからの水がどの程度下流で希釈されていくか。それがどういうふうな経路を辿るか、というものをとるのは非常に良いインジケーター、指標になると思うので、これからもそういうものを中心に、他の物質との関係を見ていく。

先ほど、福士先生が、特にA - 3、それで当然この所ではVOCなんかと相関があるという話ですから、そういう点で、塩化物というのはかなり指標としては、おもしろい指標ですので、何かそういう点で、このデータを解析していただければと思います。

古市会長： 今、おっしゃっているのは、鉛と塩化物濃度と両方おっしゃったんですが、主に、塩化物イオン濃度を調査してください、ということですか。

長谷川委員： 普通の、ここからの水がどう下に影響するか、かなり直接的な影響というのは、塩化物の濃度が高いか低いかで大体分かります。ところが、たまたま鉛が出ています。鉛というのは、全然それとは関係なく動いているものですから、

じゃ、鉛がどういうふうなことで出てきているのかと。これは、鉛は正直で、地層由来というか、地盤にも起因するものですから、非常に難しいんです。そこへんもある程度知っておかないと、出てきてものが全て鉛も、この埋立てから出てきたということも考えられますので、そういうことも含めて、これからも調査するなり、評価していく必要があるかなということですよ。

古市会長： はい、分かりました。

塩化物イオン濃度につきましては、川本先生も福士先生も、電気伝導度との相関をとりながら、挙動をもう少し調査されたらというようなご提案だと思っております。鉛につきましては、ちょっと不思議な感じがしますよね。一番濃いだろうと考える場内の所よりも、ラグーンの所が高いということで。この辺の0.01 というのは、前に環境基準を超えて、水道環境基準が0.05 でしたから、これを逆転していたようなものが、今度は一緒になっておりますが。そのへんの所について、何かお考えがありますか。重金属は勿論、有害なものですから、調査していくわけですが、この調査地点、頻度等の関係で、今の長谷川先生のご質問に対するお答えは如何でしょうか。

鎌田対策監： 実は、鉛につきましては、我々もヒ素とかホウ素とかが出てくるのと同じように、何故こんなに高くなるのかということの原因が判りません、はっきり言って。ただ、今、先生方から言われた塩化物濃度とイオンとの関係とすれば、塩化物イオンを測らなくても、ECを測っておけば、ECと塩化物イオンが相関関係があるのであれば、ECを測れば、鉛の方の影響も考察できるのかなと思ったのですが。これは無理がありますか。

古市会長： それは、かなり無理があるんじゃないですか。

鎌田対策監： ということは、塩化物イオンを測るというのは、ちょっと時間が掛かるんですね。ECの方が測定計、常時測定出来るものですから、それとの関係でいけば、分かり易いのかなと、非常に短絡的に考えていたのですが。ちょっと無理なようですから、またちょっと考え方を変えます。

いずれにしても、鉛、ホウ素、フッ素が高いということは、ちょっと気になったものですから、何かここでコメントをいただければと思っていました。

古市会長： 如何でしょうか。じゃ、平田先生、お願いします。

平田委員： 鉛の0.01、0.02、0.03 という話ですよ。これについては、モニタリング

をしていくということしかないと思います。この原因を調べようということになりますと、結構難しいですね。その時、その時の状況によって、かなり違ってきますので、これは見ていけば良いんじゃないかという気がいたします。

特に、鉛に注目してということは、私は必要ではないと思います。

ホウ素、フッ素は、これは非常に難しいです。自然界にも結構ある物質ですよ。ホウ素なんていうのは、普通はよく抗体とかに沢山使っていますので、身の回りにも沢山ある物質ですので、濃度も物凄く高いというわけではありませんので、これも見ていけば良いのかなという気がいたします。

ただ、これは、古市先生にもお願いがあるのですが、県にもお願いがあります。今、確かに、汚染の拡大をしていくということを直ぐにチェックをしたい。一早くチェックをしたいという気持ちは分かるのですが、勿論それは重要であるということは、間違いないです。

もう一つ重要なことは、これから対策をとっていきますので、その時に、その対策の効果はあるのかどうか、ということをチェックするような、そういうモニタリングも必要だと思うのです。

例えば、旧井戸がありますよね。旧井戸はアの何番というやつですよ。6ページのア-14番でしたか。こういう所でずっと測っていくのは、大変重要なことです。今現在、汚染をされている可能性があるという所で、将来はどういうふうに動いていくのかということです。これから取水壁打ったりしますので、過去のデータが必ず必要になってきます。その時に、この流域全体を見るのに、一番適しているのは何処かという、そういう観点でももう一度、今すぐに私はここが良いとは言えないのですが、そのへんの所も重点的に調べていただければと思うんです。特に、地下水が良いかなと思うんですが。そういう意味では、ア-14が一番良いんですかね。

そういう観点でも、将来、チェックに使える。対策をした時に、綺麗になっているかどうか、ということのチェックに使える、そういう場所のモニタリングも重点項目でお願いしたいと思います。

古市会長： はい、ありがとうございました。

ア-14、今ご指摘いただきました部分は、旧水源、地下水源の所ですね。それと、先ほどの円孤滑りの所で、主要な流下方向であるということで、重点的に調査するということですね。

そういう意味で、このモニタリングの大きな目的の中では、私も申しあげましたが、県境の所で本当に向こうの効果があるのかというような、逆に言いますと。そういうことも含めているわけです。

青森でやった効果も、本当にあるのかどうか。そういう、効果という視点で、

施策、修復工法の効果があったのかという、そのチェックが出来る。大丈夫ですよ、というような太鼓判を押せるような形に、これをもっていかなければならないわけです。そういう意味で、少し、ただ単にやっているのではなくて、受ける方がチェックするのではなく、積極的に大丈夫かという所を探っていくということでしょうね。

そういう意味では、今言ったような、平田先生の主旨に乗っ取ったような、資料5は方針になっているとは思いますが。

はい、ありがとうございます。

ただ、この場内のモニタリング、先ほども長谷川先生の方からご指摘をいただきましたが、ヒューム管から出てきたものが、場外との関係というのは、なかなか難しいですね。非常に難しいのではないかと思います。

この場内の所、これから修復撤去を行っていきますが、攪乱していきますので、かなりその影響も出てくると思いますので、そういうものについては、場内でも測るし、場外でもその様なチェックをします。

ちょっと気になったのですが、先ほど西垣先生からおっしゃっていただいたのですが、資料5の6ページ。新水源地との関係というのは、どうされますか。今現在使っている部分ですよ。そこの周辺のモニタリングというのは。

西垣先生、どうですかね。場合によったら、遮水壁で囲めとかおっしゃっていましたが。

西垣委員： 当然、今、ア-14と同じように、新水源についてはモニタリングをされると思いますが、出ている水に関して、そこに本当に来ているかどうかは、僕らは、時間が物凄く掛かってくると思うのです。ですから、それよりも少し上で、一本、現地で透水係数測る井戸があれば、その井戸で水質モニタリングをしていたら良いのではないかと。みず道になっていないかもしれませんが。

古市会長： なるほどね。

そういう意味では、水質モニタリングと先ほどの透水係数を調べるためのボーリングを兼ねて、一つ作っていただくと良いかなという気はします。

追加ということですが。

鎌田対策監： 十分尊重して検討します。

古市会長： はい、ありがとうございます。

ほかに如何でしょうか。

宇藤さん、お願いします。

宇藤委員： 宇藤です。専門的なことに関しては、余り知識がないのですが、私共、田子の者が、そういうことを調べているというような所を、見せていただくというか、そういう所に行って説明を伺うとか、そういうことは出来るものなのでしょうか。

古市会長： すいません。調査、サンプリングをしている所に、市民の方が行かれて、そのサンプリングの意義とか、項目とかについて説明していただけるかどうかですか。

宇藤委員： 詳しいことまではよく分からないのですが、そういう電気伝導度とか、そういうものを調べる機械とか、そういうものを取り付けてあると思うのですが。子供達も行ったたり、私共女性部でも行って、見学させていただきたいことあるのですが。そういう時に、そういう場所に行って見てよろしいのかどうか。そこらへんをお聞きしたいと思います。

古市会長： 事務局、如何ですか。

九戸報道監： これまでも、調査のお知らせですとか、町を通じて皆さんにお知らせしてきておりますので、どうぞ県で、例えば、現地で調査が入る時には、皆さんお揃いでご覧になっていただければ。現地事務所を通じてお申し出いただければよろしいかと思えます。

古市会長： その時は、安全性というので、現地は非常に急峻な所で、足場も悪いし、そのへんは配慮をしていただいた方が良くかと思えますが。行けば可能なそうです。

まだあるかと思うのですが、あと 10 分になりました。資料がまだ大事な風評被害対策及び地域振興策についての議題がございますので、そちらに移りたいと思えます。

色々、ご意見をいただきましたので、今、資料 5 でお示しいただいた原案プラス、今日ご要望があったものを入れていただいて、モニタリング計画を見直していただく。次回にそういうものをお出しいただくということにしましょう。ありがとうございました。

では、議題 5 の風評被害、地域振興についてご説明よろしく申し上げます。

近藤副参事： 近藤でございます。

資料 8 によりまして、「風評被害対策制度及び地域振興策について」ご報告いたします。座って失礼します。

まず、万が一にも風評被害が発生した場合の対策としまして、田子町並びに馬淵川流域の市町村を対象として、特定支障除去等事業の実施に伴う風評被害による経済損失を補てんする給付制度を設けるということにつきまして、去る 2 月 18 日、知事が田子町住民説明会で表明いたしました。

その後、予算措置とともに、制度制定に向けまして、事務手続きを進めているところでございます。

この、風評被害が発生した場合の対策につきましては、町からの意見、あるいは住民説明会において強い要望をいただいております。原状回復を進めるあたりまして、汚染拡散の防止を最優先に、また積極的な情報公開をしながら、風評の発生の防止をしていくことが基本でございますが、その一方で、地域の基幹産業が農畜産業であり、また、全国に誇るブランド産品など生産していることも鑑みまして、事業の実施期間中においても、地域の方々が安心してそれぞれの産業に携わることが出来るようにするために、この制度を創設するという主旨でございます。

制度の裏付けとしまして、予算措置につきましては、後でご説明いたします、債務負担行為の設定によることとしまして、15 年度につきましては、2 月補正予算として 3 月 10 日に。また、16 年度につきましては、当初予算として 3 月 22 日に、それぞれ県議会の議決を得ております。

現在、風評被害対策要綱、それから風評被害の認定委員会の設置運営要綱。給付金の支給要綱を定めた後、風評被害の認定基準、それから給付金の算定基準について整理を行っている所でございます。

概要でございます。資料にもございますが、対象地区は、田子町のほか、馬淵川を農業用水、及び上水道用水の水源に用いている、八戸市など計 12 市町村としております。

対象者は、農林水産業の生産者の他、加工業者、卸売り小売り業者、サービス業者など、これらの地区で事業を営む個人、または法人、その他の団体としておりますが、これは基本的に民間の事業を営む方々を対象とした制度でございます。地方公共団体、公営企業などにつきましては、対象と考えていないところでございます。

補てんの対象は、事業活動に係る経済的被害。即ち、風評被害と認定された期間における価格低下、売り上げ低下などによる減収分を対象として考えております。

この制度を適正に行っていくために、風評被害の認定基準、それから給付金の算定基準。具体的に申請があった場合の風評被害の認定、給付金の算定につ

いて、それぞれ専門的かつ客観的な立場からご意見を伺うということで、風評被害認定委員会を設置しまして、去る 23 日に第一回委員会を開催し、基準案についてご検討をいただいております。

基準の基本的な考え方としましては、風評被害の認定につきましては、まず風評発生の確認。それから、過去、原則として5年間でございますが、過去に比べて著しい価格低下、利用者、売上額の減少などがあった場合。更に、その原因が風評であるかどうか、十分に調査、検討して、因果関係が認められた場合に、総合的に判断していきたいということでございます。

また、給付金の算定につきましても、過去の価格変動等の推移を考慮して行うこととしております。

これにつきまして、基本的に認定委員会のご了承をいただいたことから、基準としまして、今、文書の整理を行っており、年度末ギリギリになりますが、基準の策定をもって制度の制定の運びとしたいと考えております。

予算措置としての債務負担行為の設定でございますが、基金と違いまして、債務負担行為ということでございます。これは、予算の内容の一部でございますが、県として将来にわたる財政上の債務を明確にするということで、県が将来負担することが出来る事項、期間、限度額、これを毎年度の予算に掲げるものでございます。

限度額は、30 億円としております。対象地域の農業算出額等をベースとしまして、一定の割合を乗じて算出したものでございます。算定に当たりまして、原子力船「むつ」の風評被害対策の基金制度を参考にし、算出しております。

また、設定する期間につきましては、特別措置法の期間に合わせまして、平成 15 年から 24 年までとしております。この制度につきましては、制定後、関係市町村への通知、それから県のホームページへの掲載等をしていきたいと考えております。

次に、「平成 16 年度の田子町に係る地域振興策の概要」としてお配りしているものでございます。

地域振興策というふうな表題がついておりますが、交通安全対策、地域振興対策、合わせて入っております。

まず、当室で行う事業でございますが、県境再生地域ブランド支援事業、110 万でございますが、風評発生の未然防止、田子町の農林畜産業の振興を目的に、田子町のブランド名、知名度の向上、新たな製品のブランド化を支援していきたいというものでございます。県として様々な経費に2分の1を補助する事業でございます。

次の交通安全支援事業。これは、工事、廃棄物撤去車両の通行による、交通事故の未然防止という、安全対策のものでございます。田子町の全世帯にリー

フレット、反射材を配付する事業でございます。

未来へのメッセージ推進事業。これは、田子町の小・中・高を対象にしまして、県境不法投棄現場の見学を中心とした、環境教育の場を提供していきたいというものでございます。

これらの事業につきましては、それぞれ町の担当課、教育委員会と、実施方法、実施の時期等について相談をさせていただきます、事業の効果が十分に発揮されるように進めていきたいと考えております。

当室以外の特だしと言いますか、各部で行う事業としまして、農林水産部でモデル河川における溪流魚、これは熊原川のエゾイワナでございますが、この保全実証試験費。

次も重要な事項でございますが、県土整備部では、セーフティタウン道路事業としまして、住民の方々との共同による道路の危険箇所の洗い出し。県道道前浄法寺線の凍結防止剤の散布機の設置。ガードレールの設置といった事業を行うものでございます。

以上、周辺対策関連事業としては、合計 3,398 万 7,000 円となっております。

なお、これらの当初予算を編成した後でございますが、2月12日に田子町および田子町議会から、風評被害対策を含む安全対策事業、地域振興事業につきまして、各般にわたる要望書をいただいております。これは、庁内各部に渡っておりますことから、副知事を本部長として、各部長がメンバーになっております、県境再生対策推進本部、これを通じて今後どの様な対応が可能か、検討したいと考えております。

駆け足になりましたが、説明は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

資料8の方は、風評被害対策制度。これは知事が強く押し出された方針で、県の方でもこういう制度を作ったと。予算要求もされたということです。この委員会とは別途に、風評被害認定委員会というものを設置されて、それについて専門にご検討されるということでございます。

地域振興策の概要につきましても、今、ご説明いただいたように、この県境再生対策室だけではなく、関連する農林水産部だとか、県土整備部ということで、庁内一体となって色々ご検討されているというご報告をいただきました。

これは報告事項とさせていただきます。

それでは、以上で今日の議題は終わったのですが、説明を忘れましたが、同じように風評被害検討委員会と同じように、先ほど資料7の方の評価検討委員会、これは作られて、こことは別途とされますので、その内容につきましては、青森県の環境審議会、及び当協議会にご報告いただけるということになってい

ますので、そのへんはご了解ください。

今日、資料が色々、先ほど参考資料1でモニタリング結果の評価が出ましたが、参考資料2では、特措法の廃棄物の分類の仕方とか、環境基準項目だとか、設定の考え方とか、そのへんのところを分かり易くということで、前回、宇藤さんの方からご要望がありました。それをまとめていただいております。それが、資料2と3になっております。以上、言い忘れましたので補足します。

以上ですが、その他何か、全体を通してでもご意見ございますでしょうか。何か山田さんの方から。

山田副参事： 山田です。工藤委員の方からご要望がありました、現場隣接地の和平高原ですね。あそこの廃棄物の調査をしていただきたい、という話ですが。前回の第2回協議会でご説明、途中経過をご説明しました。資料の1の6ページに整理してあります。前回、1月10日の第2回協議会、この時点では、和平高原開発農場の方から、当該農場から、ボーリング作業によって牧草が痛むこと。調査実施による、風評被害に対する補償等の要望が出されておりました。

その後、1月16日、2月23日に、田子町さん立会いのもとで、県と和平高原開発農場と協議をしてまいりました。そのほかに、県の現地事務所を通しまして、和平高原開発農場さんとの交渉を行ってきました。その中で、和平高原開発農場さんの方からは、廃棄物の調査ということであれば了解出来ないけども、牧草地内の地下水調査であれば、承認しても良いという話がありました。

牧草に対する保証ですね。これについても、県の方から補償額をお示ししましたが、一旦は補償額が少ないという不満がありました。最終的には県が示した補償額に同意していただきました。

調査をすることによって、風評被害が生ずる可能性があるということがありましたが、これについても県が、近藤の方から説明いたしましたが、県が創設した風評被害対策には対象にならないということで、納得していただきました。

結論としましては、開発農場さんの方では、廃棄物調査であれば困ると。地下水調査であれば構わないということの結果でした。

このことにつきましては、まだ県としても結論は出しておりません。4月中旬に一度二戸市の住民の方に、これまでの経緯をご説明したいと思っております。その上で、二戸市の住民の方とも相談し、かつ、必要があれば二戸市の住民の方、和平開発農場の方、県と二戸市の方、4者で話し合いの場なり、協議の場を設けていきたいと思っております。経緯のご報告いたします。

古市会長： はい、ありがとうございました。

時間がありませんので、手短に、要点のみお願いします。5分ほど過ぎてお

りますので。

(テーブル 2)

工藤委員： 県の方では、今までの考えと何か後退しているのではないですか。

それに、私は資料を見せてもらったのですが、ボーリング調査ということで、青森県の方で、これは3月30日にうちの方の地域で説明会があるということだったのですが、うちの方の住民が、今は忙しいからというので、4月12日に変更させていただいたのですが。その資料を見ますと、何か青森県の

古市会長： すいません。そういう議論はしますと、皆さん、もうお帰りになる準備をされていますので、ですから、要点だけおっしゃって下さい。

工藤委員： 分かりました。青森県の方で、和平高原の方を説得していただきたい。こういうふうに思っているんです。何か、それが出来ていないような感じがしますので、そういうことを踏まえて、和平高原の方を説得して、そして、お話していただきたいということです。

古市会長： はい、分かりました。

今、工藤さんのお話は、地下水質の調査だけ、地権者がおっしゃっていますが、もう少し交渉していただけないかということですね。

ありがとうございました。

以上、今日ご議論いただきました。お陰様で、5分超過くらいで終わる事が出来そうです。全体、今日は割と審議事項が、16年度のモニタリング調査計画で、後の所は、大体報告事項になっておりました。

ただ、今までの3回、今日も含めまして、審議事項と報告事項というのが、割と混在したような形になっていて、皆様も大変議論し難い、ご意見を申し上げ難かったのではなかったかなと思いますので、次回からは、そのへんの所を少し整理させていただいて、今日も色々ご意見をいただきましたのですが、割と今日のご意見は分かり易い、有益なご意見をいただきましたので、そういうものを踏まえて、また次回に繋げていきたいと思います。

その時、審議事項、報告事項を分けて、そのへんの所は、事務局と私が調整をさせていただきたいと思います。

私の座長の役割もこれで終わらせていただきたいと思います。

はい、何でしょう。

今、必要ですか？次回でよろしいですか？

(意見者の声が届いていません。)

古市会長：　そういうことですか。質問があれば、事務局の方へお出してください。また、事務局の方で検討させていただきます。

　　ということで、司会の方にお返ししますので、よろしくお願いします。

司　　会：　ありがとうございました。

　　長時間にわたりまして、古市会長には議事進行、そして皆様にはご協議いただきました。ありがとうございました。

　　以上をもちまして、第3回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

　　なお、次回以降の会議につきましては、この会議は概ね2ヶ月に一度ということの開催に決めております。会長のご了解もいただきまして、もう既に4回目につきましては、内々にご連絡を差し上げている方もあると聞いておりますが、5月29日の土曜日。そしてまた、第5回目につきましては、更に2ヶ月後の7月31日の土曜日。いずれも2時から、ここの同じ場所、会場はちょっと違いますが、ユートリーで開催する予定となっておりますので、どうぞ日程の確保等につきまして、よろしくご協力お願いしたいと思います。

　　本日は、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

　　お疲れ様でございました。